

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

選挙管理委員会告示	ページ
横手市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(四二)	1
横手市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(四三)	1
男鹿市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(四四)	1
男鹿市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(四五)	1
湯沢市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(四六)	1
湯沢市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(四七)	1
由利本荘市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(四八)	2
由利本荘市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(四九)	2
潟上市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(五〇)	2
潟上市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(五一)	2
大仙市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(五二)	2
大仙市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(五三)	2
北秋田市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(五四)	2
北秋田市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票の順序(五五)	2

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十二号
 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、任期満了による横手市長選挙を平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙と同時に執行するので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第四十三号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に執行する横手市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 秋田県知事選挙
- 二 横手市長選挙

秋選管告示第四十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、市の設置による男鹿市長選挙を平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙と同時に執行するので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第四十五号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に執行する男鹿市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 秋田県知事選挙
- 二 男鹿市長選挙

秋選管告示第四十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、市の設置による湯沢市長選挙を平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙と同時に執行するので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第四十七号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に執行する湯沢市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条

の規定により、次のとおり定めたので告示する。
平成十七年四月十日

- 一 秋田県知事選挙
- 二 湯沢市長選挙

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第四十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、市の設置による由利本荘市長選挙を平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第四十九号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時にを行う由利本荘市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 秋田県知事選挙
- 二 由利本荘市長選挙

秋選管告示第五十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、市の設置による潟上市長選挙を平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第五十一号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時にを行う潟上市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 秋田県知事選挙
- 二 潟上市長選挙

秋選管告示第五十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、市の設置による大仙市長選挙を平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第五十三号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時にを行う大仙市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 秋田県知事選挙
- 二 大仙市長選挙

秋選管告示第五十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、市の設置による北秋田市長選挙を平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第五十五号

平成十七年四月十七日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時にを行う北秋田市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成十七年四月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- 一 秋田県知事選挙
- 二 北秋田市長選挙

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄